



上・下水道料金について

○水道料金表

	基本料金(1か月につき)		超過料金
	基本水量	料 金	(1m ³ につき)
一 般 用	8m ³	2000円	200円
営 業 用	10m ³	2500円	210円
団 体 用	20m ³	5000円	
官 公 庁 用	20m ³	5000円	
会 館 用	1m ³	500円	
臨 時 用	10m ³	5000円	

○下水道料金表

	基本料金(1か月につき)		超過料金(1m ³ につき)			
	基本水量	料 金	9~20m ³ まで	21~30m ³ まで	31~50m ³ まで	51m ³ 以上
家事用	8m ³ まで	1000円	130円	140円	150円	160円
家事用以外	8m ³ まで	1000円	130円	160円	170円	180円

☆下水道認定水量（下水道へ接続されている方で、地下水を併用している方）

	認定汚水流量	下水道料金
1人家族	8m ³	1000円
2人家族	10m ³	1260円
3人家族	14m ³	1780円
4人家族	18m ³	2300円
5人家族	21m ³	2700円
6人家族	24m ³	3120円
7人家族	27m ³	3540円
8人家族	30m ³	3960円

※下水道料金が家族人数で固定されます。(ただし水道使用量が認定汚水流量を上回った場合は水道使用量に水量を合わせます。)

○比布町では毎月1日～5日の間に検針を行い、毎月15日をめどに使用料金の請求を行います。
(例：11月に25m³使用した場合。12月1日から5日の間に検針を行い、12月15日をめどに25m³分の請求書が送られます。)

○口座振替について

上下水道料金の口座振替につきまして、振替の出来る金融機関は郵便局・旭川信用金庫・比布町農業協同組合の3つの金融機関となっています。(重要※ 郵便局・旭川信金につきましては全ての口座が振替の対象となりますが、農協につきましては、比布支店の口座のみが口座振替の対象となります。)



上・下水道料金の計算方法について(一般用・家事用の場合)

○水道料金 (25m³の場合) (一般用)

基本料金(8m ³ まで)		2000 円	}	合計	5400円
超過料金(8m ³ 以上)	$25\text{m}^3 - 8\text{m}^3$ (基本料金分) = 17m^3 $17\text{m}^3 \times 200\text{円} =$	3400 円			

○下水道使用料 (25m³の場合) (家事用)

基本料金(8m ³ まで)		1000 円	}	合計	3260円
超過料金(8m ³ ~20m ³)	$12\text{m}^3 \times 130\text{円} =$	1560 円			
超過料金(21m ³ ~25m ³)	$5\text{m}^3 \times 140\text{円} =$	700 円			

※上下水道を使用している方は5400円(水道)+3260円(下水)=8660円が請求されることとなります。